

【指定通所介護事業重要事項説明書】

1. 運営の方針

特別養護老人ホーム紅林荘デイサービスセンターは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るために、サービスの提供をいたします。

小集団での介護を通して、心和む暖かなサービスの提供を行い、楽しみのある暮らしを実現します。少人数での生活を実現し、個々のペースを尊重し家庭生活の継続を目指します。

2. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 ジェイエー長野会
法 人 所 在 地	長野市大字南長野北石堂町1,177番地3
電 話 番 号	026-236-2308 FAX 026-236-2307
代 表 者 氏 名	理事長 上 原 孝 義
設 立 年 月	平成 6年 4月

3. 利用施設

介護保険事業所番号	長野県 2072300383 号
施 設 の 種 類	指定通所介護事業
施 設 の 名 称	紅林荘デイサービスセンター
施 設 の 所 在 地	長野県諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
電 話 番 号	電話 0266-61-2085 FAX 0266-61-2081
施 設 長 名	小 林 範 彦
開 設 年 月 日	平成16年 4月 1日

4. 当施設の職員体制

管 理 者	1名	総括管理(兼務)
生 活 相 談 員	1名	日常生活上の相談、支援
機 能 訓 練 指 導 員	1名	機能訓練等
管 理 栄 養 士	1名	栄養改善サービス等
口腔機能向上指導員	1名	口腔機能向上サービス等
介 護 職 員	2名 以上	利用者の介護業務
看 護 師	1名 以上	利用者の健康管理、保健衛生等

5. 当施設の設備の概要

静 養 室	1室	食堂兼日常生活動作訓練室	1室
相 談 室	1室	浴 室(一般浴室)	1室

6. 利用定員と通常の事業の実施区域

事業所の利用定員 25名(1日)

通常の事業実施区域 富士見町、原村、茅野市、北杜市小淵沢町および白州町

7. 職員の勤務時間

(1) 勤務時間 8時30分～18時00分

8. 営業日・営業時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(2) 休業日 土・日曜日

5月3日～5日、12月30日～1月3日

(3) 営業時間 8時30分～18時00分

送迎時間を除く事業の実施時間は、9時00分～18時00分とします。

9. 介護のサービスの内容

- ①食事 (食事時間) 昼食 12時からです。家庭的な雰囲気の中で旬のものを生かした、あたたかで、おいしい料理を提供します。
- ②入浴 一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽にて対応いたします。
- ③介護 居宅サービス計画に基づいて個々の日常生活に合わせた介助を行います。
 - ・レクリエーション
 - ・健康チェック(血圧測定など全身状態の把握)
 - ・送迎(必要に応じて自宅から施設まで送迎いたします)
天候等の事情により通常の送迎時間に変更のある場合は速やかに連絡します。
 - ・施設内(スナック、売店等)の自由な利用
- ④生活相談 利用者と家族からのご相談に応じます。
- ⑤理美容サービス 希望者には、必要に応じ実施します。
- ⑥その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

10. 利用料金

(1) 基本料金他 別紙1参照

(2) 利用料のお支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を送付しますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、JA信州諏訪・八十二銀行口座振替、銀行振込、窓口現金支払い(土、日曜日、祝祭日以外)の3方法がありますが、入所契約時にお選び下さい。基本的には口座自動引落しをお願いします。口座自動引落しは、毎月20日(金融機関が休みの場合は翌日)となります。

(3) 利用料金等の改定

今後、介護保険制度上や施設運営上の基準等により、利用料金が改定される場合がありますのでご承知ください。なお、介護保険制度改正の折は、書面をもってご通知いたします。

11. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 飲酒、喫煙 定められた場所で、他の方の迷惑にならないようにお願いします。
- ② 火気の取り扱い 原則は禁止とします。職員にご相談下さい。
- ③ 設備・備品の利用 ご自由にご使用下さい。わからないことはお気軽に職員にお尋ね下さい。
- ④ 金銭・貴重品の管理 利用者ご自身で、管理をお願いします。多額の現金等の持ち込みはご遠慮下さい。事情がある場合は、職員にご相談下さい。
- ⑤ 宗教活動 個人の信仰の自由は妨げませんが、集団生活の場であるため、利用者およびご家族による布教や修行等はほかへの迷惑も考慮し禁止いたします。
- ⑥ ペットの持ち込み ペット同伴での入荘については、職員の許可を得て下さい。

12. 緊急時の対応

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

13. 非常災害の対策

- ・ 防災時の対応…… 富士見町消防署への非常通報と初期消火及び避難、消防署・消防団の協力体制
- ・ 防災設備…… スプリンクラー、非常口、非常放送設備、防火扉、屋内消火栓、排煙装置
- ・ 防火訓練…… 避難訓練(年2回)、消火訓練、非常通報訓練、救急法訓練等

14. 事故発生時の対応

居宅サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族又は身元引受人及び代理人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

市 町 村	市町村名	諏訪広域連合
	担当部・課	介護保険課
	電話番号	0266-82-8161

15. 秘密の保持

- ① 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- ② 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はこの家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。
- ③ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

16. 福祉サービス第三者評価

受審日 平成30年3月16日 評価機関 (株)マスネットワーク

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/kekka/daisansha29.html>

17. サービス内容に関する苦情

【当施設の相談窓口】

相談員 小林 陽子
ご利用時間 8:30～17:30(月～金曜日)
ご利用方法 電話 0266-61-2085
面接 窓口に申し出てください。

【その他苦情相談窓口】

富士見町役場高齢福祉課 0266-62-2250
長野県国保連合会 026-238-1580
富士見町地域包括支援センター 0266-62-8200

令和 年 月 日

デイサービス通所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業 者 名 社会福祉法人 ジェイエー長野会
長野県諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
紅 林 荘 デイサービスセンター
施設長 小 林 範 彦 ㊞

説 明 者 氏 名 _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護事業についての重要事項の説明を受けました。

利 用 者 氏 名 _____ ㊞

身 元 引 受 人 氏 名 _____ ㊞

【現行型通所介護事業重要事項説明書】

1. 運営の方針

特別養護老人ホーム紅林荘デイサービスセンターは、要支援の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅予防介護サービス計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るために、サービスの提供をいたします。

小集団での予防介護を通して、心と暖かなサービスの提供を行い、楽しみのある暮らしを実現します。少人数での生活を実現し、個々のペースを尊重し家庭生活の継続を目指します。

2. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 ジェイエー長野会
法 人 所 在 地	長野市大字南長野北石堂町1,177番地3
電 話 番 号	026-236-2308 FAX 026-236-2307
代 表 者 氏 名	理事長 上 原 孝 義
設 立 年 月	平成 6年 4月

3. 利用施設

介護保険事業所番号	長野県 2072300383 号
施 設 の 種 類	指定介護予防介護事業
施 設 の 名 称	紅林荘デイサービスセンター
施 設 の 所 在 地	長野県諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
電 話 番 号	電話 0266-61-2085 FAX 0266-61-2081
施 設 長 名	小 林 範 彦
開 設 年 月 日	平成18年 4月 1日

4. 当施設の職員体制

管 理 者	1名	総括管理(兼務)
生 活 相 談 員	1名	日常生活上の相談、支援
機 能 訓 練 指 導 員	1名	機能訓練等
管 理 栄 養 士	1名	栄養改善サービス等
口 腔 機 能 向 上 指 導 員	1名	口腔機能向上サービス等
介 護 職 員	2名 以上	利用者の介護業務
看 護 師	1名 以上	利用者の健康管理、保健衛生等

5. 当施設の設備の概要

静 養 室	1室	食堂兼日常生活動作訓練室	1室
相 談 室	1室	浴 室(一般浴室)	1室

6. 通常の事業の実施区域

通常の事業実施区域 富士見町、原村、茅野市、北杜市小淵沢町および白州町

7. 職員の勤務時間

(1) 勤務時間 8時30分～18時00分

8. 営業日・営業時間

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
(2) 休業日 土・日曜日
5月3日～5日、12月30日～1月3日
(3) 営業時間 8時30分～18時00分
送迎時間を除く事業の実施時間は9時00分～18時00分とする。

9. 介護のサービスの内容

- ①食事 (食事時間) 昼食 12時からです。家庭的な雰囲気の中で旬のものを生かした、あたたかで、おいしい料理を提供します。
- ②入浴 一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽にて対応いたします
- ③介護 居宅サービス計画に基づいて個々の日常生活に合わせた介助を行います
- ・レクリエーション
 - ・健康チェック(血圧測定など全身状態の把握)
 - ・送迎(必要に応じて自宅から施設まで送迎いたします)
天候等の事情により通常の見送時間に変更のある場合は速やかに連絡します
 - ・施設内(スナック、売店等)の自由な利用
- ④生活相談 利用者と家族からのご相談に応じます。
- ⑤理美容サービス 希望者には、必要に応じ実施します。
- ⑥その他
これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい

10. 利用料金

(1) 利用料金他 別紙参照

(2) 利用料のお支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を送付しますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、JA信州諏訪・八十二銀行口座振替、銀行振込、窓口現金支払い(土、日曜日、祝祭日以外)の3方法がありますが、入所契約時にお選び下さい。基本的には口座自動引落しをお願いします。口座自動引落しは、毎月20日(金融機関が休みの場合は翌日)となります。

(3) 利用料金等の改定

今後、介護保険制度上や施設運営上の基準等により、利用料金が改定される場合がありますのでご承知ください。なお、介護保険制度改正の折には、書面をもってご通知いたします。

11. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 飲酒、喫煙 定められた場所で、他の方の迷惑にならないようにお願いします。
- ② 火気の取り扱い 原則は禁止とします。職員にご相談下さい。
- ③ 設備・備品の利用 ご自由にご使用下さい。わからないことはお気軽に職員にお尋ね下さい。
- ④ 金銭・貴重品の管理 利用者ご自身で、管理をお願いします。多額の現金等の持ち込みはご遠慮下さい。事情がある場合は、職員にご相談下さい。
- ⑤ 宗教活動 個人の信仰の自由は妨げませんが、集団生活の場であるため、利用者およびご家族による布教や修行等はほかへの迷惑も考慮し禁止いたします。
- ⑥ ペットの持ち込み ペット同伴での入荘については、職員の許可を得て下さい。

12. 緊急時の対応

- ・ 利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします

13. 非常災害の対策

- ・ 防災時の対応…… 富士見町消防署への非常通報と初期消火及び避難、消防署・消防団の協力体制
- ・ 防災設備……… スプリンクラー、非常口、非常放送設備、防火扉、屋内消火栓、排煙装置
- ・ 防火訓練……… 避難訓練(年2回)、消火訓練、非常通報訓練、救急法訓練等

14. 事故発生時の対応

居宅サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族又は身元引受人及び代理人に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

市 町 村	市町村名	諏訪広域連合
	担当部・課名	介護保険課
	電話番号	0266-82-8161

15. 秘密の保持

- ① 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- ② 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はこの家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。
- ③ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

16. 福祉サービス第三者評価

受審日 平成30年3月16日 評価機関 (株)マスネットワーク

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/kekka/daisansha29.html>

17. サービス内容に関する苦情

【当施設の相談窓口】

相談員 小林 陽子
ご利用時間 8:30～17:30(月～金曜日)
ご利用方法 電話 0266-61-2085
面接 窓口に申し出てください

【その他苦情相談窓口】

富士見町役場高齢福祉課 0266-62-9136
長野県国保連合会 026-238-1580
富士見町地域包括支援センター 0266-62-8200

令和 年 月 日

デイサービス通所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました

事業者

事業 者 名 社会福祉法人 ジェイエー長野会
長野県諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
紅 林 荘 デイサービスセンター
施設長 小 林 範 彦 ㊞

説 明 者 氏 名 _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護事業についての重要事項の説明を受けました

利 用 者 氏 名 _____ ㊞

身 元 引 受 人 氏 名 _____ ㊞